

## 今後の汚水処理のあり方に関する検討会 有識者等委員会（第4回）議事概要

1. 日 時：平成23年6月6日(月) 18:00~20:20

2. 場 所：国土交通省4階幹部会議室

3. 出席者：

### ○委員

岡田教授（座長、放送大学）、須藤教授（東北大学大学院）、高橋教授（石川県立大学）、  
花木教授（東京大学大学院）

### ○あり方検討会メンバー

津川国土交通大臣政務官、樋高環境大臣政務官

4. 議事概要

#### 【政務官あいさつ】

##### ○津川政務官

いよいよ結論に向けて取りまとめをしていかなければならないのかなと考えながら参加をしているところ。また、3月11日の東日本大震災の中で汚水処理のあり方は現場で大きな課題となった。その件についても、本日事務局より報告がある。本日もよろしく願います。

##### ○樋高政務官

今回の災害対応として環境省は、がれき処理が主な所掌業務ではあるが、この汚水処理も注目を浴びている。被災地の復旧、復興のためになるという部分においても、ぜひご見識、英知をご指導いただけたらありがたいと思う次第。よろしく願い申し上げます。

#### 【有識者等委員会の検討スケジュールについて】

資料1を事務局から説明。

##### ○資料1について

今回は、論点1「持続可能な汚水処理について」の小項目のうち前回議論しなかった2つの小項目について議論する。第5回（7月22日予定）は論点2「汚水処理施設の効率的な早期整備をめざした計画論とその手法について」を議論予定。第6回（7月29日予定）は今後の汚水処理のあり方全般について、ご意見をいただく予定。

#### 【座長より】

3月11日に東日本大震災が発生し、東北地方を中心に大変な被害が発生し、下水道、農業集落排水、浄化槽もそれぞれ被害を受けていると聞いている。今回、各省から被災

状況や復旧状況について説明を行い、委員より意見をいただくこととした。

【ディスカッション】：東日本大地震被害状況等について

資料２－１を説明(国土交通省からの資料説明)

資料２－２を説明(農林水産省からの資料説明)

資料２－３を説明(環境省からの資料説明)

【委員】

- 津波を受けたかどうかで被害状況や復旧方針が異なるのではないかと。今後の検討の際には津波による被災の有無に留意すべきではないか。
- 下水道の復旧方法としては事務局が説明した方法しかないであろうと思うが、放流先の水環境について懸念。復旧に併せながら放流先水質調査を実施したほうがよいのではないか。
- 復旧というものは原形復旧が原則と理解はしているが、例えば、被災した区域の今後の状況を考慮して適正規模の下水処理場、あるいは農業集落排水施設をつくるべきではないか。
- 市町村設置型浄化槽は災害復旧対象となるが、個人設置型浄化槽も同様な支援を行わないと垂れ流しのような状況が続く心配があるため対応を考えるべきではないか。
- どこでも誰でもできる対策ではないが、拙宅では下水道復旧までの処置として合併処理浄化槽を設置して下水道に接続している。このような合併処理浄化槽との組合せも必要ではないか。

【委員】

- 今回は管渠の被害が少なく、一方で、下水処理場が津波被害を受け、処理機能に支障が生じている状況と認識。下水処理場が被害を受けると下水道システム全体の性能に影響をあたえるという面があるのだろう。そういう意味で、下水処理場復旧には（ネットワーク化等）バックアップシステムのようなものを考えられないか。例えば、1つの下水処理場が被害を受けた場合にも、ある程度の水量を途中で受けるような仕組みを将来的に考えられないか。
- 浄化槽は分散型処理であり、被害をうけていない家屋から未処理の汚水がでることはない。一方で、それぞれの家が個々に設置しており、被災すると、復旧していくには時間的な問題、あるいは金銭的な問題も含めて非常に難しい。
- 農業集落排水施設は、小規模の集合処理施設。その地区をどう考えていくか等将来方針にかかわる部分があり、復旧プランも将来方針に従うところがあるのではないかと。

【委員】

- 汚水処理のやり方として、このような大災害が起こった場合に、これまで個人設置型浄化槽を設置していた箇所を、この際、市町村設置型合併浄化槽や公共下水道、農業

集落排水施設に転換できないのか。

【委員】

- 今回の浄化槽被害調査は、あくまでも3県対象に1000基をサンプリング調査した結果と認識。それ以外のところの被害把握や対応を今後どのようにしていくのか。11条検査をうけていない浄化槽だと被災前の稼働状況すらわからない。個人設置型浄化槽の被害状況把握は困難なのではないか。
- これを機会に11条検査未実施浄化槽の復旧に対して補助金を出さないなど、浄化槽のシステムに公の仕組みをうまく組み込めるようにしていくことも一つの考え。検査率の向上にもっと真摯に対応すべきではないか。

【座長より】

- 各省は委員からの意見を踏まえたうえで、今後の復旧、復興に反映してもらいたい。

【前回資料のとりまとめについて】

資料3を事務局から説明。

○資料3について

前回（第3回有識者等委員会）事務局説明資料に委員からの意見を踏まえ、再整理した資料として、資料3「適正な維持管理を確保するための手法はどうあるべきか」および「下水道への接続義務についてどうあるべきか」について説明。以上の内容でよろしいか確認いただきたい旨、説明。

【座長より】

- 前回資料を整理し、まとめたものが今回資料。委員から意見がないようなので、本日はこれで了解とする。なお、内容について不適切、又は考えが変わった点などあれば、後日でも構わないので意見をいただきたい。

【ディスカッション】：汚水処理施設の効率的な整備（含む施設の老朽化対策）や維持管理推進のための手法（含む連携）はどうあるべきか

資料4-1を説明（国土交通省からの資料説明）

資料4-2を説明（農林水産省からの資料説明）

資料4-3を説明（環境省からの資料説明）

【委員】

- 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の3施設ともだが、まずはそれぞれの施設規模が適正かどうかを検討すべき。例えば下水道であれば、行政人口が減っているため、施設能力が余ってしまう。農業集落排水も同じこと。一方、合併浄化槽の場合だと、2人しか住んでない所に7人槽、10人槽を設置している。

○汚泥は、(産業廃棄物と一般廃棄物とがある等の) 法律的な問題はともかく、共同の処理でやるのが妥当ではないか。

【委員】

○更新時期が近付いている農業集落排水施設が多いが、人口減少下における更新の方針を示すべき。また、し尿処理場、浄化槽汚泥の処理も含むし尿処理場の将来像を示すべき。

【委員】

○無理に日本全国、同一の基準や手法にまとめる必要があるのか。場所ごとにそれぞれの特徴を踏まえた整備のあり方があって当然。維持管理の実情を考えると、実施できるところは統合を進めるとよい。しかし、今回の大震災の例を考えると、統合等の効率化を進めすぎるのもいかがかと思う。幹線管渠を複数ルート確保したり、複数処理場をネットワーク化してうまく流量を配分しながら複数地区の汚水を処理し、1 処理場が被災しても、他処理場においてある程度の処理はやっていけるということがあったりしてもよいのではないか。

○人口減少等の時代にあって、既存施設の容量に余裕が出てきているところは、例えば個人設置の浄化槽を廃止し、集合処理へと振り替える良い機会としたらどうか。市町村設置型は公管理となる公が責任を負うが、個人設置型はなるべく市町村設置型か集合処理へと振り替える方向に支援していくということがあってもよいのではないか。

【ディスカッション】：健全な経営に関する対応（手法）はどうあるべきか

資料5-1を説明(国土交通省からの資料説明)

資料5-2を説明(農林水産省からの資料説明)

資料5-3を説明(環境省からの資料説明)

【委員】

○3省とも、汚水処理についての教育を小さいときから受けられるような政策を検討すべき。下水道については教科書に比較的載っているが、合併処理浄化槽について扱っている教科書を見たことがない。私は浄化槽の応援団であるので浄化槽について知っているが、一般の人は浄化槽についての知識はない。もっと学校教育等で周知していくべきである。

○3省ともに、健全な経営にはまずは施設費用の建設単価等を安くし、もう少し安価な装置をつくっていくことがよいのではないか。

○農業集落排水施設は、汚泥を農業利用するという理念で計画されていると理解。現在、汚泥処理に困っているということは、便利な社会になり化学肥料を使うほうがいいからなのか。そもそも計画がうまくいってないのではないか。再度、農集汚泥の農村に

おける循環利用を徹底してやっていく必要があるのではないか。

【委員】

- 農業集落排水施設だからこその多面的機能の発揮の仕方というものがあるのか。汚泥を肥料に使うということが一例だと思うが、多面的な機能、単に水を処理して流すのではなく、農業集落排水施設固有の機能というものはあるのか。
- 浄化槽については、民間活力を導入するといいつつもなかなか効果的に機能していないと思われる。いわゆる民間がやれば自動的にいくというものではない。今後、民間自身の活力をまさに高めていくことも考えているのか。

【委員】

- 農村地域すなわち農業集落排水施設は都市地域の上流側にあることが多く、その場合、排水は下流側の平野部、都市部に流れ込む。したがって、農村地域における排水を処理することはいわゆる公共用水域水質保全効果が非常に大きいといえる。また、水洗化し生活環境を整備することは、農村地域への定住促進効果がある。医療、福祉と併せてトイレの水洗化が農村地域への定住の大きな条件の一つだと思っている。したがって、農村地域の定住を促すことによって、耕作地の放棄を防止し、あるいは里山管理の荒廃を防止するといった副次的機能、公益的機能を果たす役割を持っているといえ、処理費用を個人負担、使用料負担でやるということは、都市地域と比べたらハンディキャップがあるのではないか。したがって相当程度全体での負担が無ければ不公平になるのではないか。
- 維持管理費を少しでも節減するものとして、住民が維持管理に参加するということがある。技術的なことではないが、処理場の清掃をしたり、除草をしたりと、あるいは機器類を見回ったりということによって、環境や水質に対する住民の理解が深まる。それは汚泥の循環と併せて農業集落排水の特徴であると教科書にも書いているが、それをもっとアピールしてほしい。そのような農業集落排水の特徴を活かしていてもらいたい。

【委員】

- 汚水処理のあり方に関する委員会なので、水道との経営の統合の話はあまり出てこなかったような気がする。これはどう扱うのか。整理してほしい。
- 民間委託の導入の際に中期経営計画を策定していくが、その際に例えば経費回収率等の目標を設定するが、その目標が策定自治体にとって妥当なのか。妥当な目標設定の考え方、どのレベルの民間委託をするのかを判断する際の考慮事項など、国として自治体が自ら判断できるような判断基準を示すなどして地方自治体のシンクタンク機能を発揮してもらいたい。
- 農業集落排水施設における施設敷地内の草刈りを周辺住民の協力で実施することに

ついて、場所によっては草刈りができる若手の人材が少ないほど高齢化が進んでいるところもある。一方で、農業法人が農業を経営するところもでてきている。このように農村地域の社会状況やそもそも農業経営のやり方などの変化に対してどのように対応していくかも考慮していくべきではないか。

**【座長より】**

今回の資料を本日委員から頂いた意見をもとに、本日報告された資料3のような形でまとめること。それを次回の委員会で確認することとする。

次回のテーマと日程について事務局へ説明依頼。

**【事務局】**

次回（第5回）は、7月22日を予定。論点は「汚水処理施設の効率的な早期整備をめざした計画論とその手法について」。

次々回（第6回）は、7月29日を予定。テーマは「今後の汚水処理のあり方について」。

**【政務官】**

○次回、次々回と最終まとめに向けて、タイトなスケジュールとなっているが委員の先生方におかれては貴重なご意見をいただければと思う。